



中津市監査委員告示第 21 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 4 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 1 月 13 日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 介護長寿課
教育総務課
小幡記念図書館
商工・雇用政策課
2. 監査の対象期間 令和3年度分
3. 監査の実施期間 令和4年11月8日～令和5年1月13日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・恒賀 慎太郎

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和5年1月20日(金)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【介護長寿課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

収納した現金は速やかに指定金融機関に払い込まなければならないとされているが、介護保険料の現金振込用口座への入金後、指定金融機関への払込まで長期間口座に保管されたものが見受けられた。

現金振込用口座を庁舎内で入金確認・払込が即日完結できる金融機関口座へ変更する等の事務改善により、地方自治法施行令等に基づき適切な公金管理に努められたい。

(2) 支出事務について

補助金は公益上必要と認める場合に限り支出できるものであるが、老人クラブ補助金において、社会通念上、公金で賄われることが適当でないと思われるものが散見された。

中津市補助金事務ガイドラインに沿って、対象経費を明確化し、高齢の方にも容易に理解できるよう対象経費・対象外経費についての例を事前提示する等、明文化を行い、適切な事務処理を行われたい。

(3) 財産管理について

やすらぎ荘の備品台帳が整備されていなかった。

備品の適正な管理のため、早急に現品と台帳の突合により台帳整備を行い、備品台帳（写真付）を提出されたい。

【教育総務課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

各学校事務員市内出張旅費について、支給距離数の差異による支給金額の誤りが見受けられた。

過払い分返還及び不足分支給を早急に行うとともに、適正な事務処理を行うよう求める。

(2) 契約事務について

- ① 学校施設警備委託業務について、前回平成30年度定期監査で指摘済みであるが、前回同様市場価格等を調査することなく県内他市と比べ安価であるとの理由により1者見積りによる特命随契を行っていた。

入札を行わない限り安価である判断はできないと考えるため、次回契約時には入札による契約を執行されたい。

- ② 学校施設警備委託業務の見積執行を4月1日午前10時に行っているが、4月1日の午前0時以降契約締結までは施設警備が行われない状況となる。

次回契約時は、4月1日契約を避けた長期継続契約を行う等の検討を求める。

(3) 財産管理事務について

- ① 庁舎外施設（各学校及び各幼稚園）の備品台帳が整備されていなかった。

備品の適正な管理のため、速やかな備品台帳の整備を求める。

- ② 市有財産台帳が整備されていなかった。

市有財産の適正な管理のため、中津市有財産規則第18条に基づき、速やかな財産台帳の整備を求める。

【小幡記念図書館】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

収納した現金は速やかに指定金融機関に払い込まなければならないとされているが、使用料等の現金収納後、指定金融機関への払い込みまで、長期間施設で保管されていたものが散見された。

中津市会計事務規則に基づき適切な公金管理を行うよう求める。

(2) 契約事務について

複合機賃借料の契約を複数年契約で締結しているが、債務負担行為の設定をしていないものが見受けられた。

複合機賃借料について複数年度にわたる契約を締結する場合は、翌年度以降の債務負担行為の設定を行うか、または、債務負担行為を設定しない場合に、長期継続契約の締結をすることが可能である。

いずれの方法で契約を締結すべきか十分確認の上、契約手続きを行うよう求める。

(3) 財産管理事務について

備品検査において、ビデオディスク（保管場所：閉架）1点が確認できなかった。

紛失防止対策は講じられているようであるが、今後も細心の注意を払い適正な事務処理を行うよう求める。

【商工・雇用政策課】

(指摘事項)

(1) 契約事務について

所管施設の受電設備等電気工作物についての電気事業法に基づく点検委託業務において、電気保安協会しか当該業務を委託できないとの理由により1者による随意契約を行っていた。

本業務については、経済産業大臣の承認を受けた電気保安法人等に委託することが可能であり随意契約理由が適切ではない。

今後、契約事務にあたっては、契約関係法令等に則り、適正な契約事務を行うよう求める。

また点検結果報告書は課内での決裁がされていなかった。報告書の提出後は速やかに報告内容を確認し、適正な対応をとれるよう改善を求める。

(2) その他

事務局職員として関与する任意団体の会計事務については、公金に準じ適正な管理や処理が求められている。

事務局を担当する協議会の収入伝票について、公金における収入伝票に必要とされている根拠資料の添付がないものが散見された。

今後は、会計事務マニュアル等に従い、公金に準じた適正な会計事務処理を行うよう求める。